

死亡届に伴うお手続きのご案内・チェックシート

●このたびは、心よりおくやみ申し上げます。
 今後、役場で必要となるお手続きのご案内です。
 必要なお手続きは、各々の状況により異なりますが、参考にご利用ください。
 また、役場にお越しになる際には、この用紙をご持参ください。

No.	お亡くなりになった方について	手続き	必要なもの	期限・時期等	完了 チェック	担当課 ※【 】は窓口番号
1	国民健康保険 に加入していた	資格確認書等の返納	・資格確認書または資格情報のお知らせ		<input type="checkbox"/>	町民保険課 国保・年金グループ 【1階5番】 ☎049-299-6007
2		葬祭費支給申請	・会葬礼状又は火葬もしくは葬儀の領収書 ・葬祭執行者名義の預金通帳	葬祭日の翌日から2年 葬祭執行者（喪主）に支給	<input type="checkbox"/>	
3	後期高齢者医療 に加入していた	資格確認書等の返納	・資格確認書または資格情報のお知らせ		<input type="checkbox"/>	
4		葬祭費支給申請	・会葬礼状又は火葬もしくは葬儀の領収書 ・葬祭執行者名義の預金通帳	葬祭日の翌日から2年 葬祭執行者（喪主）に支給	<input type="checkbox"/>	
5		保険料等の還付	・相続人代表の口座が分かる通帳等		<input type="checkbox"/>	
6	国民年金 に加入していた	未支給年金請求 または 死亡一時金等請求	・年金手帳・年金証書 ・請求者名義の預金通帳 ・請求者の戸籍謄本 ※請求者のマイナンバーが分かれば、以下の書類は省略可能です。 ・請求者の戸籍謄本 （同世帯の配偶者に限る） ・請求者の世帯全員の住民票	未支給年金：受給権者の年金の支払日の翌月の初日から5年 死亡一時金：お亡くなりになった日の翌日から2年	<input type="checkbox"/>	該当がある方に対して、別途必要な書類等をご案内しております。
7	介護保険 に加入していた	保険証の返納	・介護保険被保険者証		<input type="checkbox"/>	健康福祉課 高齢者福祉グループ 【1階6番】 ☎049-299-1756
8		保険料等の還付	・相続人代表の口座が分かる通帳等		<input type="checkbox"/>	
9	障害者手帳 を持っていた	手帳の返納	・障害者手帳		<input type="checkbox"/>	
10	在宅重度心身障害者手当・重度心身障害者医療を受給していた	受給者証の返納 未支払分の請求	・各種受給者証 ・相続人代表の口座が分かる通帳等		<input type="checkbox"/>	健康福祉課 社会福祉グループ 【1階6番】 ☎049-299-1756
11	生活保護を受給していた	受給者証の返納	・生活保護受給者証		<input type="checkbox"/>	
12	町税等（町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税）の納税義務者であった	相続人代表者指定			<input type="checkbox"/>	
13	軽自動車 を所有していた	廃車や所有者変更 ※ただし、以下の車両に限ります。 125cc以下の自動二輪車、農耕作業車、ミニカー	〈廃車する場合必要〉 ・標識（ナンバープレート）		<input type="checkbox"/>	税務課 【1階8・9番】 ☎049-299-1757
14	町税等の振替口座 の名義人であった	振替口座変更 ※右の金融機関以外は案内のみ。 今後の納付方法確認	・新しく登録される振替口座のキャッシュカード ※ただし、以下の5金融機関に限ります。 埼玉りそな銀行、埼玉中央農業協同組合、武蔵野銀行、埼玉縣信用金庫、ゆうちょ銀行	手続きした月の翌月末納期限分より口座振替	<input type="checkbox"/>	

No.	お亡くなりになった方について	手続き	必要なもの	期限・時期等	完了 チェック	担当課 ※【 】は窓口番号
15	子育て支援医療費を受給していた	受給者変更 資格喪失	・変更後の健康保険証 ・子育て支援医療受給者証 ・振込先口座が分かるもの（通帳等）	お亡くなりになった日の翌日から15日以内	<input type="checkbox"/>	子育て支援課 【1階2番】 ☎049-299-1765
16	ひとり親家庭等の医療費を受給していた	受給者変更 資格喪失	・ひとり親家庭等受給者証 ・新受給者と対象児童の健康保険証 ・振込先口座が分かるもの（通帳等）	お亡くなりになった日の翌日から15日以内	<input type="checkbox"/>	
17	児童手当を受給していた	受給者変更 額改定	・振込先口座が分かるもの（通帳等） ・新受給者の健康保険証	お亡くなりになった日の翌日から15日以内	<input type="checkbox"/>	
18	児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給していた	受給者変更 額改定又は資格喪失	・新受給者と対象児童の関係が分かる戸籍謄本 ・振込先口座が分かるもの（通帳等）		<input type="checkbox"/>	
19	お子さんが幼稚園・認定こども園・保育園に通っている	認定変更（利用料再算定） 利用料引落口座変更	・教育・保育給付認定証 ・施設等利用費給付認定証 ・新しく登録される振替口座のキャッシュカード ※ただし、以下の5金融機関に限ります。 埼玉りそな銀行、埼玉中央農業協同組合、武蔵野銀行、埼玉縣信用金庫、ゆうちょ銀行	お亡くなりになった日が属する月の月末まで	<input type="checkbox"/>	
20	上下水道使用者であった	上下水道使用者変更 上下水道使用中止 料金引落口座変更	・新しく登録される振替口座のキャッシュカード ※ただし、以下の5金融機関に限ります。 埼玉りそな銀行、埼玉中央農業協同組合、武蔵野銀行、埼玉縣信用金庫、ゆうちょ銀行		<input type="checkbox"/>	上下水道課 【1階14番】 ☎049-297-1818
21	浄化槽使用者であった	浄化槽管理者の変更 手続き・休止届・廃止届の提出		浄化槽管理者に変更があった日、または浄化槽を使用しなくなってから30日以内	<input type="checkbox"/>	農政環境課 生活環境グループ 【1階10番】 ☎049-299-1734
22	農地を所有、貸し借りをしていた	農地中間管理事業の賃借による賃料 振込口座変更	・相続人の振込口座通帳 ・印鑑		<input type="checkbox"/>	農政環境課 農政産業グループ 農業委員会 【1階11番】 ☎049-299-1760
23		相続の届出 農地中間管理事業の賃借料口座変更	・相続登記完了証 ・相続人の口座通帳 ・お届け印	相続登記がお済みになってからの届出となります。	<input type="checkbox"/>	
24	農業者年金に加入していた	停止手続き	※書類の提出は、埼玉中央農業協同組合川島支店となります。町にて、除籍謄本の取得が必要です。	除籍謄本の取得が可能となった後、手続きをお願いします。	<input type="checkbox"/>	
25	印鑑登録をしていた	印鑑登録証の返納	・印鑑登録証又は町民カード ※破棄していただいても結構です。		<input type="checkbox"/>	町民保険課 町民グループ 【1階3番】 ☎049-299-1754
26	マイナンバーカードを持っていた	マイナンバーカードの返納	・マイナンバーカード ※破棄していただいても結構です。	マイナンバーが必要な手続きもありますので、すべての手続きが完了するまで保管してください。	<input type="checkbox"/>	
27	戸別受信機(防災ラジオ)を所有していた	貸与者変更手続き 返還手続き	・戸別受信機（返還の場合）		<input type="checkbox"/>	総務課 【2階23番】 ☎049-299-1753

○死亡届出後の証明書発行について

各種手続きで必要となる戸籍証明書等の証明書についてご案内します。

1 戸籍証明書（戸籍謄本、戸籍事項証明書）

戸籍証明書に亡くなった旨が記載されるまでの目安の時間は以下のとおりです。

死亡届を本籍地に提出	10日から2週間程度
死亡届を本籍地以外の市区町村に提出	2週間～1か月程度

※あくまでも目安の時間になります。
連休等や事務処理状況によって、さらに時間を要することがあります。

本籍が川島町の方の戸籍証明書

(1) 請求できる方

- ①亡くなられた方と同じ戸籍に記載がある方
- ②配偶者、直系尊属（父母、祖父母等）、直系卑属（子、孫等）
- ③第三者（兄弟姉妹、おじ、おば、甥、姪等）

(2) 必要なもの

- ・窓口に来られる方の本人確認書類（顔写真がない書類の場合、複数提示をお願いすることがあります。）
- ・委任状（直系親族の方以外が取得する場合、必要になることがあります。）
- ・請求の根拠となる書類（第三者による請求の場合に、必要になることがあります。）

本籍が川島町以外の方の戸籍証明書

本籍が川島町以外の戸籍（除籍）謄本を取得いただけます（広域交付制度）。
ただし、必要なもの、取得できる方が限られますのでご注意ください。

(1) 請求できる方

配偶者、直系尊属（父母、祖父母等）、直系卑属（子、孫等）

(2) 必要なもの

窓口に来られる方の官公庁発行の顔写真付きの本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

2 住民票（除票）

住民票にお亡くなりになったことが記載されるまでの目安の時間は以下のとおりです。

川島町に住所がある方の死亡届を川島地に提出した場合	届出受領後、即日 ※ただし閉庁日届出の場合は翌開庁日
川島町に住所がある方の死亡届を他市区町村に提出した場合	受付市町村からの連絡が届き次第

※あくまでも目安の時間になります。
連休等や事務処理状況によって、さらに時間を要することがあります。

(1) 請求できる方

相続人、保険金受取者などの利害関係人

(2) 必要なもの

- ・窓口に来られる方の官公庁発行の顔写真付きの本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
- ・請求の根拠となる書類

◎おくやみ手続きサポートのご案内

お亡くなりになった後の役場内で必要な手続きについて、ご遺族の負担を少しでも軽減できるようお手伝いいたします。

必要な手続きが分からない方や、不安を感じる方はご利用ください。

1 必要な手続き、持ち物を事前にご案内

何度も来庁いただくことがないように、予約の際に必要な手続き、持ち物をご案内します。

2 手続き当日は、ワンストップでご案内

一つの窓口でご案内し、原則、席の移動はありません。

ご利用いただける方	お亡くなりになった際に川島町に住民登録があった方のご遺族
ご予約方法	予約制（※希望日の2営業日前までに電話予約）
予約枠	1日3枠（平日のみ） ①10時30分～ ②13時30分～ ③15時00分～
受付場所	川島町役場 町民保険課 町民グループ【1階3番】

○おくやみ手続きサポートを利用する流れ

(1)電話で予約

この用紙「死亡届に伴うお手続きのご案内・チェックリスト」をお手元にご用意して、お電話ください。必要な手続きをご案内いたします。

また、希望の日時をお伺いして、予約を承ります。

町民保険課 町民グループ おくやみ手続きサポート 予約電話番号

☎049-299-1754（直通）

※平日のみ 午前8時30分～午後5時15分

《ご予約にあたって》

ご予約いただけるのは、電話をいただいた日から2営業日以降となります。

各種手続きにおいて、戸籍謄本の提出を求められることがありますが、死亡届を提出された後にお亡くなりになった旨を記載するまでに、早くて10日、長いと1か月程度、時間がかかります。

何度も来庁いただくことがないように、おくやみ手続きサポートのご予約は、死亡届を提出されてから2週間以降をお勧めします。

(2)予約した日時に町民保険課窓口【1階3番】へ

この用紙と必要書類等を持参してください。受付後、手続きを行う場所にご案内します。

○注意事項

- ・該当する手続きが多い場合、すべての手続きを終えるまでに1時間以上かかる場合があります。
- ・個々の状況によっては、一度の来庁で完結しない場合があります。あらかじめご了承ください。